



Title	近世アルザスをめぐる権力秩序：神聖ローマ皇帝・フランス王・帝国等族 [全文の要約]
Author(s)	吉田, 香織
Citation	北海道大学. 博士(文学) 甲第13400号
Issue Date	2019-03-25
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/74495
Type	theses (doctoral - abstract of entire text)
Note	この博士論文全文の閲覧方法については、以下のサイトをご参照ください。
Note(URL)	https://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/copy-guides/
File Information	Kaori_Yoshida_summary.pdf



[Instructions for use](#)

「近世アルザスをめぐる権力秩序——神聖ローマ皇帝・フランス王・帝国等族——」

吉田（安酸）香織

学位論文内容の要約

われわれは現在、情報化とグローバル化の時代を生きている。近代が国民国家形成を至上命題としてきたとすれば、現代は国民国家の枠を超えた広域地域やネットワークの形成が進み、環境・資源の問題や紛争のありかたも一国では対処しきれないものになっている。これと並行して、近代国家のもとで抑圧されてきた民族や地域が、再び力を得ている。こうした現象は、主権を伴う国民国家とその国際システムへ不可避に向かう従来の歴史像へ、修正を迫っている。その捉え直しは、長らく根底的な存在であった国家が揺さぶられ、近年ではその反動として「偏狭な国粋主義」に向かう歴史解釈や思想が影響力を増しつつあるなかで、とりわけ急務となっている。

近世国家の捉え直しは、すでに半世紀以上の歴史をもつ。20世紀半ばまでの歴史叙述は、19世紀以降の統一的な国民国家を基準とし、それに至るまでの国家形成を絶対主義化＝近代化として論じてきた。これに対して1960年代以降の近世史研究は、近代国民国家の視点を離れ、近世という時代に立脚し、権力秩序の複合性や多元性を浮き彫りにしてきた。しかし近世国家論は、依然として近代歴史学が設定した各国史という分析枠組みに基づいている場合が多い。またヨーロッパ全体の政治秩序となると、いまだに国家間の関係からなる主権国家体系ないし諸国家体系として捉えられている。こうした問題の考察にあたっては、国家の相対化を試みてきた諸分野の成果を参照すべきである。

21世紀に入って、外交政策や偉大な人物に焦点を当てた従来の政治・外交史は、さまざまな国家的・非国家的アクターが「境界」を越えて結んだ諸関係を考察する「対外関係」史として刷新を見た。近世の対外関係には、勢力均衡に基づく主権国家体系よりも、むしろ階層的な貴族社会の人的結合と、さまざまなアクター間の交渉の方が適していることが認識され始めたのである。このような対外関係史研究に加えて、地域史研究も、国家・国民・近代化を再検討する分野として研究が進展してきた。しかしこの分野では、地域的枠組みそのものを問い直すことが十分には行われておらず、その問題はとりわけアルザスとオーバーラインの地域史研究において顕著である。両地域の研究は、19世紀から20世紀半ばにかけて独仏関係と国民国家史観の影響を大いに受け、フランス側は「フランスのアルザス」を謳い、ドイツ側はアルザスを含めたオーバーラインの一体性を主張した。第二次世界大戦後、オーバーライン研究はアルザスを除外した形で展開した一方、前者のフランス的な見方がアルザス史研究を規定することとなった。こうして1648年以降、すなわちヴェストファーレン条約におけるエルザス譲渡以降は、フランス王国がアルザスを併合し、主権を確立する過程として描かれてきたのである。ドイツ史学界では1990年代以降、アルザスにおける地域諸権力に注目し、神聖ローマ帝国史を視野に入れた研究が着手

された。しかしながら、いまだ根本的な捉え直しや全体像の提示は見受けられない。

以上の研究動向を踏まえて、本稿が課題とするのは、近世アルザスをめぐる権力秩序を、近代の視点から離れて同時代の文脈に位置づけ、国家ではなく多様な諸権力の視点から多角的に描き出すことである。さらにその考察を通して、近世ヨーロッパの政治秩序の一端を浮き彫りにし、従来の各国史や主権国家体系とは異なる新たな歴史像の可能性を探查する。以上の課題に取り組むにあたり、アルザスを構成する地域諸権力が、神聖ローマ皇帝と共に帝国政治を担う「帝国等族」でもあり、帝国において人的ネットワークや諸制度を利用できる立場にあった点に注目する。そしてこれらの帝国等族が、フランス王権といかなる対立や交渉を繰り広げ、アルザスの地域秩序の形成にどのように関わったのか、また皇帝権と王権のあいだにかなる関係を築き、ライン川周辺にどのような権力秩序をもたらしたのかを、全般的な傾向と個別具体的な事例の双方から検討した。

第一章「ヴェストファーレン講和会議におけるエルザス譲渡問題」では、近世アルザスをめぐる権力秩序を考察するための前提として、エルザス譲渡の交渉と条文内容を分析した。この譲渡は、長らく近代主権国家を前提に解釈されてきたが、本章ではヴェストファーレン条約史料集を用いて、エルザス譲渡の内実と同時代的理解に接近することを試みた。

まず第一節「エルザス譲渡問題の背景」では、三十年戦争（1618—48）とヴェストファーレン講和会議（1643—48）を概観した。この戦争は、神聖ローマ帝国における宗派対立に端を発し、帝国の諸権力と諸王朝のさまざまな利害が絡み合い、ヨーロッパ規模に拡大した。一般に戦争は四つの時期に分けられ、フランス王の軍事介入は第四期にあたる。同王は、アルザスを含むライン川周辺の帝国等族と保護協定を締結し、それを理由に35年以降スペイン王および皇帝と戦火を交え、同盟関係にあるスウェーデン王と共に48年まで戦争を継続するのである。このように戦争がヨーロッパ規模で展開するなか、すでに至る所で和平の試みが生じ、43年9月からヴェストファーレンの二都市オスナブリュックとミュンスターに各地の使節が次々と集った。この会議では、オスナブリュックにおける皇帝とスウェーデンの交渉、ならびにミュンスターにおける皇帝とフランス、フランスとスペイン、スペインとオランダの三つの交渉が、互いに影響を与えつつ同時並行で行われた。皇帝とフランス両使節の交渉は、仲介者とスペイン王および帝国等族の使節らの関与のもとで行われ、48年10月にミュンスター条約（以下、IPM）を締結するに至る。具体的な交渉経緯と条文内容については、次節以下で検討する。

第二節「ミュンスターにおける補償交渉の経緯」では、皇帝とフランス両使節のあいだの補償交渉を概観した。両者は46年3月初頭まで、ミュンスターで取り上げるべき議題をめぐって交渉していた。最大の焦点は、皇帝によるスペイン王への援助を禁止すべきか否かであり、この問題が交渉全体を左右することとなる。フランス王への補償はといえば、この時点では皇帝にその義務があるのかさえ不明確であった。というのもフランス王は、帝国等族の権利の復旧以外に何ら要求しないと強調してきたために、補償要求を前面に押し出すのは困難だったのである。皇帝は、たしかにフランス王への補償を行う決定を下したが、さま

ざまな制約を課すこととなる。補償交渉は、4月の皇帝使節による提案に基づいて進められ、9月には「補償条項」の合意文書が作成された。この合意内容は、大きな変更を伴うことなくIPMへ挿入されたが、実際には両当事者や関係者らが繰り返し変更を試みており、その試みや反対にこそ交渉者の利害や条文理解が顕在化するように思われる。したがって、この時期についても次節で詳細な分析を行うために、全般的な流れを示した。

第三節の「エルザス譲渡の交渉分析」では、エルザス譲渡をめぐる交渉を詳細に分析し、以下二点を指摘した。まず、フランス側の当初の関心は、オーストリア・ハプスブルク家(以下、オーストリア家)がライン川沿いにもつ戦略上重要なブライザハ要塞とそこへの安全な通行路であり、「戦争費用の補償」「征服の権利」「平和の保障」などを根拠として要求を正当化していた。しかし、帝国等族の権利の復旧以外に何ら要求しないと宣言してきたフランス王は、ブライザハ要塞までの通行路上に位置する帝国都市および帝国等族の領邦都市に対する自らの権利を主張できず、占領下にある敵方のオーストリア家領を最大限手中にとどめることを試みた。一方の皇帝は、同じくハプスブルク家のスペイン王を巻き込み、ブライザハ要塞を含むオーストリア家領の譲渡を回避しようとしたが、バイエルン選帝侯の圧力のもとでそれらを提供することとなった。次に、当初想定されていた譲渡形態はエルザス方伯領の授封であったが、皇帝側はフランス王の帝国封取得により生じ得る不都合を認識し、授封とは異なる形態を提案した。それが、“*souveraineté*”ないし“*superioritas*”における譲渡である。ただし、これらの用語は一義的ではなく、「帝国からの免除」や「領邦高権」を想定していた皇帝側と、「皇帝に臣従しないこと」を想定していたフランス側では、捉え方が異なっていた。後者はその後“*supremum dominium*”という用語を追加したが、それは“*superioritas*”のみでは不十分であることを認識したからであると考えられる。実際フランス使節は、帝国を“*souveraineté*”の二重構造とみなしており、皇帝の「最高封主権(*supremum dominium*)」と、帝国等族としてのオーストリア大公の「高権(*superioritas*)」の両方を獲得しようとした可能性は大いにある。とりわけ帝国等族は、上記二つの用語をこのように理解し、フランス王が後者のみを取得することを望んでいた。またフランス宮廷は、46年9月の「補償条項」以降、帝国封と帝国身分の獲得を繰り返し試みた。これは、帝国の一員としてのスペイン王と皇帝の関係を断つこと、さらには獲得地の安全を重視したためである。しかし、「補償条項」への変更は困難であることが明らかになり、また使節の関心は徐々に「エルザス方伯」という称号をめぐる問題へ移り、最終的にはフランス王による帝国封の取得には至らなかった。

第四節の「エルザス譲渡の条文分析」では、IPMの全体像を示したうえで、エルザス譲渡の総合的な把握を試みた。「フランス王冠への補償」は、実際には皇帝とフランス王が相互に義務を負うものであり、皇帝が特定の所領を譲渡する代わりに、フランス王は代価を支払い、それ以外の占領地をすべて旧に復すという内容であった。エルザス譲渡については、その大半がフランス王とオーストリア家のあいだの取り決めであり、その際ライン川は兩岸に広がるオーストリア家領を譲渡地と返還地に分ける際の指標であって、決して王国と

帝国の国境線ではなかった。フランス王と帝国等族の権利については、たしかに前者に譲渡された上下エルザス方伯領の範囲が明示されなかったが、帝国等族を譲渡から除外する規定は46年以來つねに存在し、エルザスの地理的全体が問題になることはなかった。ただし、十の帝国諸都市のみはラントフォークタイという別の問題をかかえており、条約締結直後にラントフォークトおよびフランス王との紛争をかかえることになるのである。

以上のように第一章では、エルザス譲渡が単なる国家間の領有権ないし主権の移行ではなく、全体的に帝国の構造を前提としたものであり、近代主権国家の視点では捉えきれない近世的な要素を多々含んでいることを示した。この研究成果は、ヴェストファーレン条約を同時代の文脈で捉えようとする近年の研究動向を促進するとともに、48年以降のアルザス史について、従来とは異なる理解を可能にするように思われる。その検討を、次章以下で試みる。

第二章の「17世紀後半の条文適用をめぐる十都市とラントフォークトの紛争」では、1648年以降のアルザス史をフランス王国への統合や主権確立を前提として遡及的に捉えるのではなく、エルザス譲渡の条文適用過程と見なし、その過程で生じた十都市をめぐる紛争を検討した。この紛争は、48年以降にアルザスの帝国等族とフランス王のあいだで生じた最初の紛争であり、そのなかに同時代の条文理解、解釈の変化、それに対する諸権力の対応を具体的に見て取ることができる。

まず第一節「十都市同盟とラントフォークタイ」では、48年以前の両者の関係を概観した。アルザスとその周辺地域に位置する十の帝国諸都市は、帝国直属性と特権を維持するために1354年以來長らく同盟関係にあり、後世には「十都市同盟」と名付けられた。一方のラントフォークト制度は、大空位時代に失われた帝国領の回復と管理のために設けられたものであり、皇帝がラントフォークトに付与していったさまざまな権利の集合体をラントフォークタイと呼ぶ。ラントフォークトは、1354年に十都市に関わる紛争を仲裁する権利を与えられて以来、同盟の「保護者」として位置づけられた。ただし、十都市に対するラントフォークトの権限を定めた文書は存在せず、IPMでも明示されることはなかった。それゆえ十都市は、48年以降の条文適用の過程で、フランス王に譲渡されたラントフォークタイとの関係を、それ以前と同様に実践のなかで取り決めていく必要があったのである。

第二節「十都市とラントフォークトの紛争」では、皇帝ではなくフランス王が任命することとなったラントフォークトとのあいだに、十都市がいかなる紛争を抱えたのかを検討した。初代ラントフォークトのダルクール伯（位1649—59）は、必ずしもフランス王権に忠実な代理ではなく、むしろ自らの権益のために中央に刃向かうことさえあった。十都市は、ダルクール伯との妥協を選びつつも、同伯に対する苦情を帝国諸機関に訴え、フランス使節にも対処を求めている。ただしこの時点では、フランス王がラントフォークタイに関して獲得した「最高封主権」と十都市に保障された帝国直属性の関係は問題になっていなかった。二人目は、宰相マザラン（位1659—61）である。彼は、ヴェストファーレン講和会議での交渉やライン同盟における帝国等族との関係構築の政策を率いており、アルザスで自ら実

権を握ることによって、ダルクール伯のように帝国諸機関に訴えられる事態を避けようとした。彼は、48年に獲得した元オーストリア家領と皇帝の封臣にとどまった十都市とを明確に区別し、前者には地方長官府や最高評定院を設置して行政の拡充を進めた一方、後者に対してはラントフォークト就任の承認さえ強いなかったのである。三人目のマザラン公(位1661—79)は、前任者の姪の夫にあたる。彼は61年末、ハーゲナウに都市代表を集めて就任式を開き、ラントフォークトのみならずフランス王への宣誓も求めた。同公は、十都市の合意を得るのが困難であることを認識すると、同盟から孤立しつつあるハーゲナウ市の代表に接近した。この代表は、マザラン公との二日間の単独交渉の末に、誠実宣誓を行ったのである。他の都市代表は、同盟内の対立や解散が十都市の立場をさらに弱めることを心得ており、62年1月に一度限りという条件で宣誓した。ただし彼らは、63年から開催されたレーゲンスブルクの帝国議会において、就任式に関する報告書を配布して問題を広く周知させ、皇帝と帝国等族に繰り返し助力を求め、帝国議会における紛争解決を目指した。その結果64年7月には、レーゲンスブルクにおいてフランス使節グラヴェルと十都市代表の直接交渉が始まった。この交渉が行き詰まりをみせたとき、調停という紛争解決手段が浮上するのである。

第三節「レーゲンスブルクの永久帝国議会における調停」では、調停実施の取り決めと調停の経緯を考察した。皇帝は、ヴェストファーレン条約の擁護規定に則って「友好的妥協」をフランス王に求め、同王も調停実施を受け入れて調停者を指名した。このように、同規定が皇帝とフランス王の共通ルールとして働き、十都市問題を調停という紛争解決の舞台に導いたのである。調停者は8名の帝国等族であり、フランス王が指名した4名はすべてライン同盟のメンバーである。このように同王は、ライン同盟を介して調停を自らに有利に進めようとしたが、この同盟はネーデルラント継承戦争を背景として67年に解散を迎えた。このことは、まさに同年に開始した調停に対しても、大きな影響を与えることとなる。というのも調停者らは、両当事者にとってヴェストファーレン条約が基礎であることを確認し、そこで十都市に帝国直属性が保障されたために、ルイ14世は十都市に対して服従を求める権利がないことを表明したのである。さらに69年12月には、ラントフォークトの就任式ではなくフランス王の即位に際して、十都市がドイツ語で宣誓を行い、代わりに王は「帝国直属性、権利、特権、自由」を侵害しないことを文書で約束するという調停案を出した。これは、ラントフォークトとフランス王を同一視し、IPMでフランス王が獲得したのは十都市に対する皇帝の権利ではなく、ラントフォークトそのものであったことを再確認したものと考えられる。このように、一時的にでも十都市の安全が確保され、平和的な解決が試みられ、帝国直属性を明確に保障する調停案が出されたことは、十都市にとって大きな成果であった。しかし、当事者の一方が皇帝と十都市、他方がフランス王とラントフォークトのあいだの紛争を、帝国等族が調停するという形式には限界もあり、最終的な友好的妥協をもたらすことはなかった。それでも、紛争解決に向けてこの種の形態が採用されたこと自体が、近世の権力秩序が国家という枠組みに収まりきらないことを物語っている。

第四節「1670年代以降の十都市をめぐる変化」では、対外関係と都市内部のそれぞれにおける変化を検討した。1670年代初頭のオランダ戦争という差し迫った状況のなかで、それまでの調停では見られなかった十都市に対するフランス王の「主権」という新たな主張が登場し、十都市は軍事占領された。その後十都市は、ラントフォークトと国王に対して誠実宣誓を行い、もはや共同でフランス王に対峙することはなくなった。ただし、コルマールをはじめ一部の都市は、なお帝国との結びつきを保とうとした。王権は、とくにコルマールに圧制を敷き、都市は大きな変化を経験することとなる。ただしそれは、王権が計画的にフランス化を試みたのではなく、むしろ都市のエリート層が王権との協働に利点を見出し、フランスの言語や政治文化を自発的に受容したからであると考えられる。また一般市民は従来の慣習を維持したため、エリート層との隔たりはますます拡大していった。

このように本章では、十都市をめぐる紛争の考察を通して、エルザス譲渡の共通理解と解釈の変化、紛争に対する諸権力の対応、そして都市の対外関係と内部構造における変化を浮き彫りにしてきた。1680年以降、フランス王はさらに条文を拡大解釈して「統合政策」を展開し、十都市以外の帝国等族にも対応を迫ることとなる。その考察を、次章で行う。

第三章「17世紀末以降のアルザスとシュトラースブルク司教領」では、1680年代以降のアルザス史をフランス側の主張に基づいて論じるのではなく、アルザスに所領をもつ帝国等族がフランス王とどのような関係を結び、王と皇帝の両者のあいだでどのように振る舞い、ライン川周辺にいかなる権力秩序が形成されたのかを考察する。考察にあたっては、シュトラースブルク司教領を具体的な対象とした。この司教はアルザスで最大の所領を有する諸侯であるが、これまでは帝国等族ではなくアルザスのフランス化の推進者として扱われ、国家や地域という枠組みからはみ出すようにライン川両岸に広がる司教領もほぼ等閑視されてきた。それだけに、司教領全体を視野に入れた考察は、ライン川左岸のアルザス州の統一や王国への併合というフランス的な見方を根本的に捉え直し、新たな歴史像を描き出す可能性を秘めているのである。

第一節「17世紀末以降のアルザス」では、最新の研究ならびに当時の史料に基づきながら、定説とは異なる理解の可能性を提示した。たしかにフランス王は、1680年以降にさらに条文解釈を変化させ、「拡張」政策を展開した。しかし内実を見るならば、同王は地域諸権力と個々に関係を形成していき、大きな譲歩のもとで権威を認められるか、あるいは事実上そのように振る舞っていたのである。多くの帝国諸侯は、18世紀にかけてフランス王をアルザスの所領における「最高封主」として認めた一方、各所領における「領邦高権」を大幅に維持し、開封勅書で確認された。この状況は、たしかにIPMで保たれた帝国直属性、言い換えれば皇帝の「最高封主権」には反するが、王と帝国等族の権利の両立を意味し、帝国の二重構造を反映し続けていたといえる。この状況を、たとえ従来のようにフランス王の主権確立と表現するとしても、そこにはさまざまな制限があり、少なくとも18世紀フランスの法律顧問Ch. F. プフェッフェルの目には、主権原則の例外として映った。さらに、帝国等族の多くはアルザスの所領に関してフランス王を封主としたものの、それ以外では帝

国直属性を維持し、皇帝の封臣ならびに帝国の一員であり続けた。次節以下では、シュトラーヌブルク司教を事例として、アルザスの帝国等族が皇帝とフランス王のあいだでどのように振る舞い、ライン川流域にどのような権力秩序をもたらしたのかを考察していく。

第二節「シュトラーヌブルク司教と司教領」では、司教区と司教領の相違、ならびに神聖ローマ帝国とフランス王国における司教選出の相違を説明したのち、シュトラーヌブルク司教の人物像を示した。1648年前後、司教位にはオーストリア家のレオポルト・ヴィルヘルムが就いていたが、その後は親フランスで知られるフルステンベルク家の兄弟が続けて司教となった。ただし彼らは、アルザスにおけるフランス王の政策を進んで受け入れてはおらず、司教としての聖俗の権利を守ることに努めていた。最終的に弟のヴィルヘルム・エゴンが、82年の開封勅書により諸特権を確認されたのち、ようやく87年にフランス王を封主として認めた。一方彼は、皇帝による授封を実現できず、帝国の一員としての名誉や特権を認められぬまま、1704年に死去した。彼の死に伴い、数年前から司教補佐を務めていたロアン家のアルマン・ガストン・マクシミリアンが司教となった。ロアン家は、フランス宮廷で大きな力をもつ家門の一つであるが、皇帝による授封と帝国身分の獲得にも努めるのである。またフランス王のもとでは、前司教よりもさらに大きな諸特権を認められた。

第三節「シュトラーヌブルク司教とヴォデモン公の係争」では、司教がライン川両岸に広がる所領をもつことにより、皇帝とフランス王とのあいだでいかなる問題を抱え、どのように振る舞ったのか、そして司教領をめぐるいかなる力学が働いていたのかを、具体的な係争を取り上げて検討した。本係争は、シュトラーヌブルク司教がヴォデモン公に支払うべき定期金をめぐって生じたものであるが、皇帝、フランス王、スペイン王の三者関係から影響を受けていた。ただし両当事者は、決して受け身の姿勢ではなく、帝国と王国において複数の紛争解決手段を有し、実際に利用していた。このことは、裁判所間あるいは君主間の対立を引き起こす危険性も伴っており、実際にパリ高等法院と帝国最高法院の裁判管轄争いを生じさせた。両当事者は、どちらかの裁判所で訴訟手続きを進めることの不都合を認識し、示談を選択した。このことは結果として、彼らの主体性や自立性を高めることになったといえる。本事例は、明確な国境線に囲まれた主権国家が存在せず、一人の諸侯が複数の君主のもとで所領を保持し得た近世ヨーロッパの権力構造を特徴づける、一つのモデルケースとして位置づけることができる。

第四節「皇帝宮廷におけるシュトラーヌブルク司教領の授封」は、前節の時点では未確定であったシュトラーヌブルク司教、フランス王、皇帝の関係が定まっていく契機、すなわち1723年の皇帝によるシュトラーヌブルク司教領の授封を扱った。この授封は、ヨーロッパのレベルにおいて、1697年のライスウィック条約と1714年のバーデン条約の適用を意味していた。ただし、司教への授封をいつ、いかなる条件で行い、どのような形式で帝国諸侯に復帰させるのかは、皇帝の裁量に任されていた。したがってこの授封は、司教に対して、また恐らくほかの帝国等族に対しても、皇帝が帝国における最高封主であることを可視化する効果を持っていた。一方、ライン川を指標として利用し、右岸では皇帝、左岸ではフラン

ス王との関係を築くことを試みていた司教にとって、皇帝による右岸部分の授封は、両者との安定的な関係の構築、ならびに帝国と王国の双方における地位の確立の機会をもたらした。さらにこの授封は、司教の使節を務めたシュトラースブルク司教座聖堂参事会員にとって、フランスの影響が高まるなかで教会と帝国の結びつきを維持するのに不可欠であった。実際に同聖堂参事会は、18世紀にかけてロアン家を代々の司教として認めつつ、オーストリア家および皇帝宮廷とのつながりをますます深めていくのである。こうしてライン川周辺には、少なくともシュトラースブルク司教領に関する限り、王国と帝国の「内」とも「外」とも言い難い空間が生み出されたといえる。

以上のように本稿では、17世紀半ばから18世紀半ばのアルザス史を、従来のようにフランス主権下でのアルザス州の統一化として捉えるのではなく、神聖ローマ皇帝、フランス王、帝国等族などの諸権力が織りなす権力秩序に目を向け、その複雑に絡み合った重層的な関係を読み解いてきた。最後に終章では、「総括と展望」を示した。

まず総括として、48年のヴェストファーレン条約は、国家間の関係を取り決めた条約とはいえず、エルザス譲渡に関しても、帝国から王国への帰属の移行のような単純な形態でも、近代主権国家を基準とした場合の不完全な主権の承認でもなかった。交渉関係者らは、帝国の構造を前提に交渉を進め、古くからの慣習を踏まえつつ、一定の合意に至っていた。たしかに皇帝によるフランス王への授封は行われなかったが、帝国の二重構造を踏まえた条文理解はフランス関係者によっても共有され、48年以降のアルザスをめぐる権力秩序を規定することとなった。フランス王は、譲渡された元オーストリア家領に新制度を導入していったが、アルザスに所領をもつ帝国等族は大きな変化を経験しなかったのである。ただし十都市のみは、ラントフォークタイをめぐる問題を抱えた。条文はさまざまに解釈されたものの、フランス王はラントフォークタイを介してのみ十都市に権利を行使できるという共通理解が存在し、そのなかで各々が自らに有利な関係を築こうとしていた。また、それにより生じた紛争は、ヴェストファーレン条約の擁護規定に基づいて、友好的妥協が試みられていた。しかしこうした共通理解は、70年代初頭の軍事的な必要性のもとでフランス側から一時的に放棄され、十都市の軍事占領となった。十都市は、この問題を皇帝とフランス王の交渉に委ね、自らは後者との関係を築いていく。80年代以降、フランス側はさらに条文を拡大解釈し、十都市以外の帝国等族をも巻き込んだ。これに関して従来の研究は、王権の一方的な主張に基づき、また王権が要求した“*souveraineté*”の内実を検証せず、アルザス全体に対する主権確立を説いた。しかし実際のところ、王権は各帝国諸侯や騎士などと個別に関係を築いていき、自らの権威を受け入れてもらう代わりに、彼らが帝国において有していたレガリアと領主権の保持を承認していたのである。この関係は王権による一方的な主権確立ではなく、王の「最高封主権」と帝国諸侯らの「領邦高権」を互いに認め、妥協的關係を築いたものといえる。このことは、たしかに48年に後者に保障された帝国直属性には反するものの、帝国の二重構造を踏まえた条文理解を完全に放棄するものではなかった。また帝国直属性に関していえば、たしかに帝国諸都市がそれを失った一方で、多くの帝国諸侯や騎

士はほかの所領ゆえに皇帝の封臣および帝国の一員であり続けたのである。このようにアルザスでは、主権確立や州の統一というよりも、むしろ王権と帝国等族および騎士が、異なる時期に、また異なる条件で多様な関係を結んでいった。本稿が考察対象としたシュトラースブルク司教の場合、ライン川を指標として利用し、皇帝とフランス王の両者との安定的な関係を築き、ライン川上流域に国家の「内」とも「外」とも言い難い重層的な空間を常態化させることになった。今後ほかの諸領邦も考察することにより、ライン川周辺地域を取り巻く力学をさらに広範かつ立体的に描き出すことが期待される。

このようにアルザスをめぐる権力秩序は、フランス史や帝国史のいずれか、または独仏関係史のような二国間関係、さらにアルザス内へののみ目を向けた地域史では、到底捉えきれない。そこには、最高封主ならびにヴェストファーレン条約の擁護者としてアルザスの問題に幾度となく取り組んだ神聖ローマ皇帝、条約を完全には放棄することなく、しかし自らの権威を認めさせようとしたフランス王、両者のあいだで問題を抱えながら、帝国と王国の諸制度を利用し、場合によっては双方から一定の距離をおきつつ独自の地位を築いた帝国等族、これら複数の行為主体が織りなす重層的な権力秩序があった。帝国等族は、たしかに勢力という観点ではいずれも弱小であり、実際に皇帝や王の介入を幾度も経験した。しかし彼らの地位を保証したヴェストファーレン条約、また皇帝と王の両者との関係構築によって、完全に国家にのみこまれることはなかった。アルザスでは、高等法院や三部会ではなく、このような個々の帝国等族の存在が主権原則の例外的なあり方を生み出し、地域や国家からはみ出すような権力秩序をもたらしたのである。この近世には存在し得た多元的な権力秩序は、フランス革命の初期には外交問題として、その後は国内問題として処理され、19世紀にはライン川が国境線と化すこととなる。また、1648年以降のフランス王権下でのアルザス州の統合という図式を捉え直したいま、これまで帝国のもとでの分散状態とみなされていた48年以前についても、再考の余地がある。それによりはじめて、アルザスの重層的な地域秩序を、近世を通して描き出すことが可能になる。

以上のように、本稿は近世アルザスをめぐる権力秩序を、フランスという国家の視点で捉えるのではなく、できるかぎり多くの行為主体に注目し、多角的に描き出すことに努めてきた。しかしその際、政治と司法以外の諸分野や、社会の幅広い層までを視野に入れた考察はできず、今後検討すべき課題を多々残している。また、本稿で「フランスのアルザス」という国家からの見方を捉え直したいま、アルザスを除外したかたちで論じられてきたオーバーラインについても、再考の必要がある。今後この課題に取り組むうえでは、ライン川周辺にいかなる権力秩序が形成されたのかという権力の問題のみならず、諸権力を含めて当時の人々が各領邦、アルザスとオーバーラインという空間、フランス王国や神聖ローマ帝国、そしてライン川などをどのように認識していたのかという空間知覚の問題もあわせて考えてみたい。そして、国家という枠組みに必ずしも収斂しない描写を積み重ねることにより、従来の諸国家からなるヨーロッパという理解に代わる、新たな近世ヨーロッパ史像を描き出すことを目指したい。